

## 令和2年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

令和2年2月27日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂町役場に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 友野 裕之 君・教育指導課長 小熊 克也 君  
教育指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君  
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第3号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例）

日程第4	議案第4号	瑞穂町地域学校協働活動運営委員会要綱を制定する告示
日程第5	議案第5号	第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画について
日程第6	議案第6号	瑞穂町登録有形民俗文化財の登録について
日程第7	議案第7号	令和元年度一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第8	議案第8号	令和2年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第9	協議事項1	瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和2年度主要施策（案）について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、4番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。  
お手元に配付してあります資料のとおりでございます。  
今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第3号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂

町体育施設条例の一部を改正する条例)、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第3号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の一部改正のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長 説明いたします。

1枚おめくり下さい。提案理由ですが、体育施設の休場日及び開場時間の変更を行い利用者の利便性を向上させるため、条例を改正するものです。

主な改正点は3点です。1点目は、休場日の変更です。瑞穂中央体育館及び瑞穂武道館の休場日は、毎月16日と定めていますが、土曜日にあたる場合は休場日としていましたが、16日にあたる場合は翌週の平日を休場日に改めるものです。

2点目は、町営グラウンド野球場と庭球場について、今まで11月から2月の冬期はナイター使用をしていませんでしたが、冬期期間を10月から3月までに変更をして、冬期もナイター使用を可能とするものです。

3点目は、日照を考慮し夏期と冬期の期間を変更するものです。

それでは、4枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。

第5条休場日ですが、16日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律にあたる時は、この日以降の初めての休日を休場日とするものです。

2ページをご覧ください。

町営グラウンド野球場の開場時間について、冬期午前6時30分から午後9時30分までとし、使用区分を夜間1及び2の2枠を設け、夜間利用を可能とします。

3ページをご覧ください。

町営グラウンドの庭球場になりますが、野球場と同様に冬期午前6時30分から午後9時30分までとし、使用区分を夜間1及び2の2枠を設け、夜間利用を可能とします。

3ページから4ページですが、瑞穂町営第2グラウンドの野球場及びゲートボール場は、開場時間の冬期を町営グラウンドと同様に午前6時30分から午後4時30分までとします。開場時間を午後5時までですと冬期は暗くスポーツができない状況ですので、時間を早めています。

以下、瑞穂町営第2庭球場、5ページの瑞穂町営少年サッカー場、6ページのシクラメンスポーツ公園ソフトボール場についても同様に冬期の開場時間を午前6時30分から午後4時30分までとします。備考としまして、屋外の明るさに合わせ夏期と冬期の期間の変更をします。

7ページをご覧ください。

附則ですが、第1項は施行期日を定め、第2項は準備行為として、施行の前に、使用の承認などができることを定めます。第3項は、経過措置として新条例の規定は、令和2年5月1日以降について適用します。これは5月16日が土曜日で当たるため、月曜日を休場日するためです。第4項は、改正前の条例でなされた処分、手続等の行為は、新条例の相当する規定によりなされた処分等の行為とみなすことを定めます。第5項は検討で、施行後1年を経過した場合において使用の状況等を勘案し、検討を加え、必要な措置を講ずることを定めます。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明は終わりました。ご質問はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第3号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第4号、瑞穂町地域学校協働活動運営委員会要綱を制定する告示について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第4号については、文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金実施要領及び東京都地域学校協働活動推進事業実施要綱に基づき、瑞穂町で地域学校協働活動を実施するため、要綱を制定する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 1ページおめくりください。教育委員会では、文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業及び東京都の地域学校協働活動推進事業を活用し、豊かで有意義な教育環境を実現するため、要綱を策定いたします。

「地域本部事業」は地域全体で学校教育を支援する体制づくり推進する組織です。このことにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習生活の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ります。

第1条は、目的が示されています。第2条は、地域本部事業の定義、第3条では地域本部事業を行うに当たり、運営委員会を設置することを定めています。第4条は、各学校に具体的に事業を実施する地域本部の組織について定めています。

おめくりいただき、第5条は、行う教育支援活動について、第6条は、教育支援活動を連携及び調整を担う地域コーディネータと、町内の活動を連絡・調査する統括コーディネータについて、第7条は、児童・生徒と直接関わる、学習支援員及び協働活動支援員について定めています。

おめくりいただき、第8条は、謝金について、第9条は、庶務について、第10条は、委任について定めます。令和2年度はこのうち、第5条第1項に定める「自学自習等の支援」に特化し、各校で放課後学習を進め、令和3年度以降は第5条第2項以降の事項にも拡大し事業を推進してまいります。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員 この要綱の制定を読んでみて、国と町の流れが良く分かりました。今まで家庭教育に期待する部分が多かったのですがなかなかうまくいかない部分があって、そういったところを包含してこれが出来たことは良かったと思います。

その中で、地域コーディネーターの人選については、どういった方を想定しているのかなど、お聞きできればと思います。

教育指導課長 学校に対して深い理解をもたれている方が望ましいと考えています。地域コーディネーターの役割としましては、地域の人材と学校のニーズを結びつけることを担っています。人選につきましては、既に各学校長に依頼してございまして、具体的には元PTA会長であったり、学校に理解の深い方の名前があがっています。推薦を受けてから教育委員会からの委嘱という流れになります。

村上委員 運営委員会はどのようにして開かれるのか、お聞きしたい。

教育指導課長 既に教育指導課の年間計画の中に位置付けていますが、来年度から年3回実施予定です。創成期でありますので、第1回目を4月に実施し、そもそも地域学校協働活動がどういったものなのか、などを浸透させていくところから始めたいと考えています。

規則にも書かれていますが、各校から選出された地域コーディネーターが集まっていただくものが運営委員会になります。各校の情報なども共有しながらスキルアップを目指していきたいと考えています。軌道に乗りましたら、各校の事業の評価や計画を理解していくなどを行っていきます。

村上委員 年3回の計画ですが、地域コーディネーターの方々からそれ以外にも開催してほしいとの要望があった場合はどのような対応をとられる予定でしょうか。

教育指導課長 創成期でありますのでそういったことは想定されます。柔軟に対応して、よりよいものにしていきたいと考えています。

関谷委員 第5条のところに教育支援活動の内容が載っていますが、膨大な量であり、運営委員会でこれをどうやって拾っていくのか、いままで個々に対応していたものが集約されているため、たいへんな作業になるかもしれません。

同じようなもので、放課後子ども教室にコーディネーターを配置し取り組む事業があります。それだけでも、精一杯であるのに、人にもよるとは思いますが、コーディネーターの負担が心配です。風呂敷を大きく広げている印象で、学校との連携なども必要になってくるため、特化したものから始めることも必要と感じます。

教育指導課長 ここで示しているものは、出来る規定になっています。全てを行うわけではなく、学校のニーズに合わせて取捨選択し行なっていくこととなります。また、委員ご指摘のとおり、特化することは大事でありまして、来年度については、自学自習の支援を重点的に行う予定です。これについては、フューチャースクールの大幅な改善として位置付けているもので、重点化しているものになります。

滝澤委員 今までも、学校運営協議会や評議委員会、学習サポーターや部活外部指導員などがありました。それらを総括して地域学校本部を設置し、ひとつにまとめ、統括することになるのでしょうか。

教育指導課長 学校によって実態は様々でありますので、どの事業・項目を地域学校本部に位置付けるかは学校に委ねる部分もあります。最初の段階で全てを網羅することは難しいと考えていますし、徐々に形作られていくことを支援していきます。登下校の支援に関することは、水面下の状況ですが、スクールガードリーダーとして警察官のOBの方などに呼びかけを行い、より安全の強化を図っていきたいと考えています。

滝澤委員 個々の組織自体が変わってくるのか、それとも個々の組織を変えずに、今回の地域学校本部の組織化を重要視

して徐々に各事業を取り込んでいくのか、どちらの方向を向いているのかが知りたい。

教育指導課長 緩やかに地域学校本部として行っていくことが望ましいと考えています。例として、PTAへの成り手がいない状況が見受けられます。コーディネーターは地元の有士たる人選も考えられるため、地域として、各校のPTA活動等にも協力していくことにもつながります。

鳥海教育長 今まで個々の組織が存在し役割があったのに、なぜ統合するのかということですが、第1条の目的にもあるように、文部科学省からの補助金を受ける条件の一つとして、要綱の制定や各事業の組織への位置づけを図らなければいけないことになっています。これまで町単独で行っていた事業をこの事業に位置付けることによって、来年度以降、補助金の対象になることもあり得ることになるのです。国の誘導する施策にのっていくということです。

関谷委員 地域コーディネーターは学校長が決めていくのですが、統括コーディネーターはどんな人選を考えられているのか。

教育指導課長 2つ想定されます。一つは、各校の地域コーディネーターから選出する場合、もう一つは、その方達とは別に地域の有力者の方になっていただく場合です。その部分は研究材料になります。

関谷委員 心配なのは各校の地域コーディネーターから選出する場合、一定の任期で変わっていくことで、停滞してしまう恐れもあります。人選も難しく、願望でしかないかもしれないけれども、全体的な立場でみれる方になっていただくほうが良いかと思います。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第4号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第5号、第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第5号については、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画を策定する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長 第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画についてご説明いたします。

今回の計画は第二次の計画期間が令和2年3月末で終了するため、令和元年度に三次計画を策定してまいりました。策定段階では各小中学校の児童・生徒に対するアンケート、各学校へのアンケート、読書活動に関わる町内各団体等への調査を行いました。また、図書館協議会においても意見をいただきながら策定作業を進め、パブリックコメントを経て議案提出に至りました。

資料を1枚おめくりいただき、「第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画《概要版》」ご覧ください。

1、第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画策定の背景ですが、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。子どもの読書環境を地域全体で整備し、読書活動を推進する土壌をさらに固めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国及び都の計画を基本として、瑞穂町の実情を踏まえた計画を策定します。

2、計画の期間ですが、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

3、計画の目標ですが、大きく3つの目標が定められています。(1)、が子どもの読書環境の整備・充実で、

0歳から18歳までの子どもの読書活動を推進し、より多くの子どもたちが自発的に本を手にし、読書に親しむことができるように、また、子どもの発育段階によって、人間形成に必要な本に出会えるように、様々な場所において子どもの読書環境のさらなる整備・充実を目指します。

(2)、子ども読書活動に関する理解の促進で、子どもの読書が、子どもの知的な発達・興味・関心等への影響が大きいものとして、保護者や教員など子どもを取り巻く大人の理解と関心を深めるために、関係機関と連携し、普及・啓発事業を積極的に行っていきます。

(3)、家庭・学校・地域の連携で、図書館を中心に、学校・保育園・幼稚園などの関係機関をはじめ、行政の関係部局と連携し、地域全体の取り組みとして子どもの読書活動を推進していきます。計画の目標については、計画(案)の7ページに記載されていますので後ほどご覧いただけたらと存じます。

4、瑞穂町における子ども読書活動推進の主な取組ですが、「家庭・地域の取組」、「学校の取組」、「図書館の取組」にそれぞれ分かれています。家庭・地域の主な取組は、乳幼児期の子どもたちへの絵本・紙芝居の読み聞かせ等の推進、家庭内での読書環境の整備など、記載のとおりです。学校の主な取組は、児童・生徒の成長・発達と興味に応じた蔵書の充実、学校の特性を活かした活動の推進など、記載のとおりです。図書館の主な取組は、子どもの興味や特性・発達段階に合わせた選書と蔵書の充実、「おはなしの会」の充実、おすすめコーナーや良書案内の充実など、記載のとおりです。

最後に新規事業ですが、乳幼児向けの読書手帳「本の思い出」の効果的な活用方法の検討、図書館を使った調べる学習コンクール(地域コンクール)を継続することによる課題解決力の育成、乳幼児期から高校生までの子どもが気軽に本に親しめるような改修事業の推進、となっています。改修事業の推進については、本計画に記載の子どもが気軽に本に親しめるような機能を取り入れるよう、計画づくりを進めています。

瑞穂町における子ども読書活動推進の取組については、計画(案)の8ページから12ページにかけて記載さ

れています。

計画（案）の14ページから18ページにかけては、取組内容の一覧が掲載されています。計画（案）の19ページ以降は、関係機関に対して実施したアンケート調査結果となります。32ページ以降が小中学生を対象に実施した、読書活動調査結果になります。

小学生の「本を読むことが好きですか」という質問に対しては「好き」又は「どちらかというが好き」を合わせて80%を超えています。また、小学生の「町の図書館、地域図書室へ行きますか」という質問に対しては「よく行く」と回答した児童の割合が微増しています。その他の項目は特に中学生の読書離れが進んでいる傾向が調査結果に現れています。

付属資料として、パブリックコメントでいただいたご意見とそれに対する回答、図書館協議会からいただいたご意見とそれに対する対応を添付させていただきました。図書館協議会からのご意見の中で、文言整理等についての内容は省かせていただいています。以上で説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第5号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

関谷委員 第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画については私も少し携わっていますので、第一次、第二次をよく踏まえて作成されているものと思います。従来の図書館の役割が今は大幅に拡大されていて、ただ本を借りるというだけではなくて、調べるということ、またそこでたくさんの人と出会うことなどが図書館の特色になってきています。図書館のリニューアルに関するワークショップにはたくさんの方が来てくれ、その方々の意見もつぶさに拾い計画に盛り込んであると感じました。

鳥海教育長 ほかに討論はございませんでしょうか。

（「討論なし」の声）

無いようですので討論を終結いたします。

それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第6、議案第6号、瑞穂町登録有形民俗文化財の登録について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第6号については、瑞穂町文化財保護条例第37条に基づき、次の神輿を瑞穂町登録有形民俗文化財に登録したいので、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長 瑞穂町登録有形民俗文化財の登録についてご説明いたします。

はじめに経緯を説明いたします。登録文化財制度は、町内には指定文化財には至りませんが、歴史的価値や文化的価値のある文化財が存在しています。これらの貴重な財産を文化財として登録し、地域の宝として再認識するとともに、所有者等と行政が一体となって後世に残していくことを目的として、平成31年4月から町独自の「登録文化財制度」の運用が開始されました。

令和元年9月26日付で、所有者から登録申請書の提出があり、申請に基づき、11月7日に文化財保護審議会へ諮問を行いました。過去の調査結果の検証、専門家の意見徴収、現地調査を踏まえた審議の結果、令和2年2月6日に石畑の神輿1基の文化財登録の答申をいただき、瑞穂町登録有形民俗文化財の登録についての議案提出となりました。参考資料として諮問書と答申書の写しを添付させていただきます。

登録する文化財ですが、種別、有形民俗文化財、名称及び員数、石畑の神輿1基、所在地、所有者住所、所有者氏名は記載のとおりです。以上、説明といたします。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第6号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第7、議案第7号、令和元年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 説明いたします。

議案第7号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年度一般会計補正予算第5号の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細について説明いたします。

1ページおめくりください。年度末の補正予算は、契約実績や事業などの実績に伴う減額補正が大半を占めますが、歳入、歳出とも主な項目についてのみ説明させていただきます。

まず、歳入です。科目名称と増減理由について説明いたします。ナンバー5「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金」は中学校2校2名分の未配置に伴い減額します。ナンバー9「学校臨時職員賃金等交付金」は、町が雇用している事務職員の賃金に関する東京都の委託金ですが、実績に伴い増額します。

ページをおめくりください、このページから歳出です。ナンバー3「臨時雇賃金」は、歳入のナンバー5で説明しました、中学校へのスクール・サポート・スタッフ2名の未配置に伴い、減額します。

2ページをお開きください。このページは、契約又は実績に基づく予算の減額が主なものです。

3ページになります。このページも、契約又は実績に基づく予算の減額が主なものです。

4ページをお開きください。このページも、契約又は実績に基づく予算の減額が主なものです。ナンバー53「修繕料」は、箱根ヶ崎時計台の修繕のための費用を増額します。

5ページになります。ナンバー64、67は、社会教育事業への活用を目的とする寄付があり、ウォータークーラーを購入し、ビューパークに設置するため増額します。なお、歳入である寄付金は、町部局の総務課が所管しているため、教育部の予算に計上はありません。ナンバー69「光熱水費」は、町営プール水道代、ナイター照明電気代を増額します。ナンバー70「修繕料」は、町営第2グラウンドネットフェンスなどの修繕を行う必要があることから増額します。説明は以上です。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第7号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第8、議案第8号、令和2年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 説明いたします。議案第8号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和2年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚、おめくりください。はじめに、令和2年度瑞穂町一般会計予算の概要です。

上の表に記載のとおり、令和2年度瑞穂町一般会計予算は、総額144億3,900万円で、平成31年度に比べ21億9,200万円、13.2%の減となりました。減の主な要因としては、新庁舎が完成したことによるものです。このうち、教育費は、17億5,100万円で、平成31年度に比べ約2億7,115万7千円、18.3%の増となりました。増の主な要因としては、ICT機器を活用した教育活動を実施するための環境整備、図書館改修事業があります。

下の表をご覧ください。教育費を工事関連事業費とその他の事業費に分け、令和2年度と平成31年度を比較しました。工事関連事業費は、平成31年度予算には大きな工事としては、第四小学校受変電設備更新工事がありました。令和2年度は、図書館改修に着手する予定であることから、金額で857万1千円、率にして17.6%の増となりました。

次に、その他の事業費は約2億6,258万6千円、18.3%増加しました。先ほど申し上げた、ICT教育施設整備事業費が約1億6,580万円、子育て応援課が所管している、教育費に含まれる幼稚園費が約4,900万円、それぞれ増加したことによるものです。

おめくりいただき2ページをご覧ください。教育費の区分ごとの内訳です。令和元年度と平成31年度の予算

額を比較したものです。

3ページをご覧ください。このページから教育部の組織ごとの重点事業の一覧です。

学校教育課は、新規・重点事業1事業、新規事業1事業、重点8事業、合計10事業です。工事は、令和2年度は予定していません。新規事業として、ナンバー1の「学校施設長寿命化計画の策定」で、これは全小・中学校施設の長寿命化を効率的かつ計画的に実施するために、長寿命化計画を策定し、今後の計画的施設整備に反映させるものです。

重点事業としては、ナンバー2とナンバー10の「ICT教育施設整備事業」で、各学校へ公務支援システムの導入、教育用パソコンの配備等を始めとするICTの環境整備を進めます。

おめくりいただき・・・、4ページ、5ページは教育指導課所管分です。

重点・新規事業2事業、新規事業1事業、重点事業13事業、合計16事業です。新規事業は、ナンバー4「学力向上事業」、ナンバー5「教員研修事業」で、児童・生徒の学力向上施策を見直し、新たな展開を図ります。ナンバー4の「学力向上事業」は、これまで取り組んできたフューチャースクールを地域の協力を得ながら改善し、地域学校協働本部の運営による放課後学習を行い、児童・生徒の学力定着の環境づくりを更に推進します。ナンバー5「教員研修事業」は、民間の力を活用し、学力向上に向けた授業改善に取り組み、教職員の授業力向上を図ります。

おめくりください。6ページは社会教育課所管分です。

重点・新規事業3事業、重点事業12事業、合計15事業です。新規事業では、ナンバー11「スポーツイベント」を新たに計上します。10月に町及び教育委員会が主催し、体育協会や老人クラブ、子ども会等各種団体が後援するスポーツの祭典（イベント）の開催を予定しています。

7 ページは図書館所管分です。新規事業はなく、重点事業のみの合計15事業です。先ほどもご説明しましたが、ナンバー1「図書館改修事業」は、令和2年度は実施設計を経て、改修工事に着手する予定です。

以上が令和2年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分の説明ですが、本日お配りした令和2年度瑞穂町一般会計予算書については、後ほどお目通しいただきたいと思います。説明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 4ページの教育指導課事業の重点新規事業である教員研修事業について、具体的な内容と学校現場にどのように反映されるのか、現時点で分かる範囲で教えていただきたい。

教育指導課長 流れとしまして、これから業者選定になります。ご質問にある内容については、教員の授業力向上を図った上で子どもたちの学力の向上につながることを一番の目標としています。そのために経年の学力調査結果をみますと、小学校より中学校の方が課題があります。予算の関係もあり瑞穂中学校1校を想定していますが、そこを研究指定校として校内研究と数学の先生の授業力向上を2本柱として考えています。

瑞穂中学校は来年度研究発表の指定校になっていますので、当然ながら学校としての成果物になります。ですので、この機会をいかして町全体に広げ、町の財産として、主体的・対話的で深い学びの授業改善を図る研究発表会を行いたいと考えています。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第8号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第9、協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和2年度主要施策（案）について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 協議事項1については、瑞穂町教育委員会の令和2年度主要施策を策定する必要があるため、協議させていただくものです。それでは説明させていただきます。

協議事項1と表示されている用紙を1枚おめくりください。これは瑞穂町教育委員会の教育目標、基本方針、並びに令和2年度の主要施策をまとめた「案」の表紙です。

表紙をおめくりください。「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」という表題の資料になりますが、令和2年度の教育目標、基本方針、並びに主要施策を記した資料です。

3枚おめくりください。資料の右上に「新旧対象版」と表示されていますが、令和2年度の教育目標、基本方針などに関し、平成31年度と異なる内容がわかるように作成したものです。この「新旧対象版」を使い、内容について説明させていただきます。

1ページには、「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」と表記されていますが、町の将来都市像、めざす教育、基本方針を示しています

2ページをご覧ください。1として瑞穂町教育委員会の教育目標を示しています。

3ページをご覧ください。2として瑞穂町教育委員会の基本方針を示しています。基本方針は、基本方針1から基本方針4までの4つに区分していますが、教育委員会ではこの方針に基づき、毎年、主要施策を決定しています。なお、この3ページまでは平成31年度と同様の内容になります。

4ページをお開きください。3、瑞穂町教育委員会の基本方針と令和2年度主要施策案です。このページから施策の具体的な内容となりますが、令和2年度の主要施策は、先程3ページでお示した4つの基本方針により

区分し、表記しました。それでは、基本方針ごとの主要施策について、説明します。

令和2年度の主要施策は、1月の教育委員会定例会で議決をいただきました「第2次瑞穂町教育基本計画」の計画の体系に基づき作成しています。第2次基本計画では、計画の体系が4つのフェーズ（階層）に分けられています。フェーズ1、瑞穂町教育委員会の教育目標、フェーズ2、教育目標を達成するための4つの基本方針、フェーズ3、基本方針を実現するための方向性、フェーズ4、この方向性を実現する主要な施策・事業です。

基本的には、フェーズ3「基本方針を実現するための方向性」を踏まえ、フェーズ4「この方向性を実現するための主要な施策・事業」を、主要施策に落とし込み、作成しています。そのため、平成31年度と同じ内容の施策や、施策を更に細分化した内容とするなど、大きく変更になっている施策もあることをご了承ください。新旧対象版では、黒字の平成31年度の施策に対して、赤字で令和2年度の同内容の施策を対比して記載しました。また、施策末尾の「二重かっこ」内は、事業を所管する部署を表しています。

それでは、施策の内容について説明します。

基本方針<sup>1</sup> 人権尊重と社会貢献の精神の育成に関する施策ですが、今回から、フェーズ3「基本方針実現のための方向性」として、2項目を新たに記載しました。主要施策については、平成31年度の5つの施策に対比すると、令和2年度の対象施策は、1－（1）「人権教育の推進」から3－（3）「不登校対策の推進」の5つの施策を掲げました。施策の左側に表記された数字の意味を説明しますと、「人権教育の推進」では、枠の1が教育基本計画での基本方針（フェーズ2）の番号、ハイフン1は「基本方針実現のための方向性」（フェーズ3）に対する番号と、カッコ番号が主要な施策・事業（フェーズ4）から掲載しています。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。基本方針<sup>2</sup> 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長に関する施策ですが、「基本方針実現のための方向性」として、3項目を記載しました。主要施策は平成31年度の7つの施策に対比すると、令和2年度の施策は1－（1）から1－（3）の20の施策となります。

次に、6ページをご覧ください。基本方針<sup>3</sup> 安全な学校と信頼される教育の確立に関する施策です。

「基本方針実現のための方向性」として、5項目を記載しました。主要施策を平成31年度の10の施策に対比すると、令和2年度は1－(1)から5－(1)の12の施策となります。枠内の数字が0のものについては、教育基本計画は、学校教育に関することの施策となっているため、教育委員会事務局や社会教育、図書館の社会教育関係の施策については、直接の関連性も低いことから、計画の趣旨を踏まえ、枠数字をゼロとして別途に作成しました。次の基本方針4についても同様です。

7ページをご覧ください。次に、基本方針<sup>4</sup> 生涯学習の推進と施設・環境の整備に関する施策です。「基本方針実現のための方向性」として、2項目を記載しました。主要施策は平成31年度の11の施策に対比すると、令和2年度は1－(1)から2－(6)の15の施策となります。以上、説明した各項目を令和2年度の主要施策として、順番等を整理し、まとめたものが前の冊子になります。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。

これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、協議を終結いたします。

それではお諮りします。協議事項1については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、協議事項1については原案どおり承認されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和2年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時9分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員